

平成23年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出があった事業所周辺における第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

川越狭山工業団地及び富士見工業団地（行田市）

3 調査期間

	川越狭山工業団地	富士見工業団地
第1回	平成23年5月17日（火）～20日（金）	平成23年5月23日（月）～26日（木）
第2回	平成23年8月8日（月）～11日（木）	平成23年8月22日（月）～25日（木）
第3回	平成23年11月7日（月）～10日（木）	平成23年11月14日（月）～17日（木）
第4回	平成24年1月30日（月）～2月2日（木）	平成24年2月6日（月）～9日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地を取り囲む8方位（計8地点）を調査地点に設定し、工業団地内の事業所排ガスの影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点とした。

(2) 調査項目

ア 川越狭山工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

イ 富士見工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、ジクロロメタン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

(3) 採取方法

有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠し、キャニスター（N,N-ジメチルホルムアミドについては、空気吸引ポンプ）を用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスター（上）とポンプ（下）の設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

ア 川越狭山工業団地

単位：(μg/m³)

	川越狭山工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	川越市 大袋新田	川越市 南台	狭山市 青柳	狭山市 青柳	狭山市 東三ツ木	狭山市 新狭山	狭山市 新興富	川越市 藤倉	狭山市 入間川	
トルエン	11	10	10 (17)	10	12 (23)	10	9.1 (16)	10 (28)	8.7	—
キシレン	2.6	3.4	2.2 (4.7)	2.7	4.2 (8.1)	2.2	2.0 (4.7)	2.4 (7.8)	1.5	—
エチルベンゼン	2.0	2.1	2.0 (2.5)	2.8	4.7 (4.9)	2.0	1.7 (2.5)	2.4 (5.3)	1.5	—
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.25	0.19	0.20	0.24	0.43	0.18	0.17	0.21	0.13	—
ベンゼン	1.5	1.2	1.2 (1.6)	1.2	1.2 (1.8)	1.1	1.1 (1.7)	1.1 (1.4)	0.97	3以下
1, 3-ブタジエン	0.15	0.11	0.11 (0.19)	0.11	0.11 (0.21)	0.11	0.11 (0.19)	0.10 (0.16)	0.077	—
四塩化炭素	0.56	0.55	0.56 (0.59)	0.56	0.56 (0.57)	0.57	0.56 (0.59)	0.55 (0.58)	0.56	—

() 内は平成16年度調査結果

※ 平成16年度の調査では、「南」「北西」地点は1日ずつ連続した3日間採取、「東」「西」地点は3日間の内の2日目のみの採取をそれぞれ四半期ごとに実施した。

イ 富士見工業団地

単位：(μg/m³)

	富士見工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	行田市 若小玉	行田市 若小玉	行田市 若小玉	行田市 小針	行田市 長野	行田市 長野	行田市 長野	行田市 富士見町	行田市 荒木	
トルエン	12	10	10	12	10	11	12	12	9.5	—
キシレン	1.7	1.5	1.7	1.8	1.5	1.8	2.1	1.8	1.5	—
エチルベンゼン	1.8	1.6	1.8	1.9	1.6	1.7	2.1	1.8	1.7	—
スチレン	1.2	0.31	2.2	0.97	0.42	0.53	0.48	0.48	0.30	—
N,N-ジメチルホルムアミド	1.2	1.7	4.1	4.2	2.6	2.5	3.9	4.7	0.42	—
ジクロロメタン	3.6	3.3	4.7	2.5	2.8	2.3	2.7	2.9	2.6	150以下
ベンゼン	0.88	0.89	0.94	0.92	1.0	1.0	1.0	1.0	0.91	3以下
1, 3-ブタジエン	0.087	0.079	0.079	0.085	0.082	0.092	0.11	0.084	0.084	—
四塩化炭素	0.55	0.55	0.54	0.54	0.55	0.54	0.54	0.56	0.54	—

《環境基準》

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当

電話:048-830-2986

mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp